

黒石市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

黒石市教育委員会教育長 山 内 孝 行

黒石市教育委員会規則第5号

黒石市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則

黒石市外国語指導助手任用規則（平成24年黒石市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「作製」を「作成」に改め、同条第8号中「学校の」を削る。

第11条第2項中「午前8時15分」を「午前8時」に改める。

第15条第1項中第12号を次のように改める。

（12）9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する外国語指導助手が、その子の看護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が複数の場合にあつては、10日）の範囲内の期間

別表報酬の額の欄中「280,000円」を「335,000円」に、「300,000円」を「345,000円」に、「325,000円」を「355,000円」に、「330,000円」を「360,000円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。